

西東京・住基ネットいらなない! ニュース

2004年10月10日発行 vol.3 <http://www1.jca.apc.org/juki85/jukisoshonishiTokyo/>

発行：住基ネット訴訟・西東京の会（連絡先 / 小崎 tel&fax 0424-64-5481, 柳田 tel&fax 0424-61-3246）

住基ネット付番取消訴訟 第1回口頭弁論で原告意見陳述

住基ネットの稼働によって11ケタのコード番号を付けられたことに対して、西東京市民3名が処分の取り消しを求めた「住基ネット付番取消訴訟」の第1回口頭弁論が9月21日、東京地裁で開かれ、3名の原告を代表しての意見陳述が行われました（2～3面に全文を掲載）。

役所に黙って従え」の時代は終わった

また、原告側代理人の清水勉弁護士が意見書を読み上げ、「わからない者は役所に黙って従え、という時代は終わった。住民に説明を尽くして納得を得て行るのが民主主義政治である」と訴え、行政のあり方を厳しく問いました。被告の西東京市からは市民課や文書課から数名が出席して被告側の後列に座りましたが、代理人として裁判を主に担っているのは国。住基ネットは自治事務として市が行っている仕事のはずなのにおかしな話です。

被告側が提出した答弁書は、

- | |
|---|
| <p>第1 請求の趣旨に対する答弁</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。 <p>第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張
事実関係調査中につき、追って認否、主張する。</p> |
|---|

というだけの簡単なもので、被告自身の主張などは一切先送りしました。しかし、ここで「却下」ではなく「棄却」を求めていることには大きな意味があります。被告側が住基コード番号付番を「行政処分」として認識しており、その上でその処分に違法性はないから訴えを棄却せよ、という主張だからです。

これを受けて清水弁護士は「コード番号を付けるということの行政処分性を前提としてこの裁判を進

めるべき」と改めて提案しました。私たちはそもそも総務省が「処分」だということから、その処分を取り消せという行政不服審査法に基づく不服申立て（異議申し立て、審査請求）を行ってきたのです。もちろん市も都も、番号付番が行政上の処分であることを当然の前提として手続きを進めてきました。当事者間ではこの点に争いはないのです。

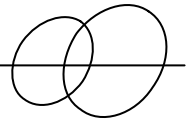
狙いは門前払い? 裁判所は当事者の意思尊重を

しかし裁判長は、「訴状にあるコード付定という言葉は熟していない。何を意味するか、次回に書面で提出して欲しい」との注文をつけました。原告側は「付定というのは、これまでの行政上の経緯のなかで被告側が用いてきた用語。まずは被告に主張して貰うのはどうか」と応えましたが、裁判長は「本件の場合、付定とは何なのか、権利義務にどう関係するのか、そして処分性の議論が重大な争点となる。そうすると被告側から軽々に、というわけにはいかない」として、原告側が「付定」の定義を主張することを求めて譲りませんでした。

仮にコード番号付定が行政処分でない、とすると「国民の権利義務を直接形成するものではないので、取り消し訴訟の対象外」とされるおそれが非常に強まります。すでに富山地裁では、05年6月30日に住基コード番号付定は行政処分ではない、として住民側の訴えを退ける判決が出されており、今回も裁判所が同様の趣旨で「門前払い」を喰わそうとしているのではないか、という警戒を解くことができません。総務省自らがコード番号付定は「行政処分だ」と公に認めています。裁判所には当事者の意向を十分に配慮してもらいたいと強く願います。（H）

原告意見陳述

住基ネットがない「幸福な市民生活」を！



原告の柳田由紀子です。私は西東京市に31年間住み、自宅で子ども達の勉強をみている者です。裁判に先立つ異議申し立て及び審査請求では総代の1人を務めました。本件訴訟について、私の意見を述べさせていただきます。

まず、住基ネットの住民票コード付定の取消しを求める本件訴訟は、原告3名で提起しましたが、単にこの3名だけがこの行政処分不服なのではない、ということをお伝えしたいと思います。

「住民票コード番号を取り消してほしい、住基ネットの接続は止めてほしい」と西東京市に対して597名が異議申し立てを行いました。更に東京都に対して495名が審査請求を行いました。「棄却」という結果になり、これには皆納得できないと思っています。

しかし、更に進んで裁判の原告になるのは、これはまた決断を要することです。

形式上とはいえ市長を被告とする裁判の原告になるのは精神的に負担であったり、あるいは訴訟費用が経済的に負担であったりなどの理由で、裁判には二の足を踏んだ市民がかなりいました。そのため、代表的に私共3名が原告になりました。

では、住基ネットの住民票コード付定になぜ納得できないか、私に付けられた番号をなぜ取り消してほしいのか、一市民の思いをお話いたします。

私は1999年の改正住基法成立時には、番号で管理されることに抵抗感を抱きつつも、本人確認情報として利用されるのはたかが住所・氏名・年齢・性別なら、困るようなことはないのではないかと程度の認識しかありませんでした。

しかし、2000年に自分でパソコンを使い始めてみると、情報入手や処理の利便性を享受する一方で、電子的個人情報漏えいの危険に常に晒されているということ、コンピュータは情報を短時間に大量処理することから危険に晒される量も範囲も膨大になることが実感として分かってきました。

2002年8月5日に住基ネット第1次稼働が始まり、私の家にも市から住民票コードの通知葉書が

届きました。今ここにいらっしゃる方々も、日本国籍があって住民登録をされている方は、登録先の自治体から同じように通知書を受け取られたと思います。

私は通知書を開封しませんでした。住民票コードを自分に付けられたことを知ったことで、自分が今後、一人の人間としてではなく、一つの番号として管理されるようになることをはっきり自覚させられて、とても不快でした。

物の管理のためにコンピュータを使って事務処理の効率化を図ることを否定しませんが、効率化のために人間に番号をつけて管理の対象とすることは個人の尊重に反するものです。

製造物の管理や牛につけられる10桁の番号は「物や動物」を管理する人間の都合でつけるものです。住基ネットの11桁のコードは「人間」を生涯にわたって管理するために行政の都合でつける番号です。

番号による管理は、番号が主で番号をつけられた人間は従となります。番号の主(ヌシ)はその存在が番号の背後に押しやられてしまいます。番号による管理は、事務の対象となる個人一人一人が生身の人間であることを忘れさせてしまいます。

しかも、管理対象になることを個人として拒否できない住基ネットの制度は、拒否権という人間の自由をも奪うものです。市民的自由を侵害するものです。このような制度は到底納得できません。

また、住民票コードは単なる整理番号ではないため、プライバシーが侵害されるおそれがあります。

行政では個々の事務処理のために整理番号をつけています。例えば、納税通知書には8桁の通知書番号がついています。国民健康保険証は2桁の数字2種の組み合わせの記号と4桁の番号が記載されています。これらは、それぞれの業務に限定された番号で、納税者が変わったり転居するなど状況の変化に応じて番号も変わります。

しかし住民票コードは全く性格が違います。個人識別の番号として、いろいろな行政業務の本人確認に利用しようというものです。しかもコンピュータ処理のためのものですから、住民票コードという共通番号がマスターキーになり、検索により、様々な情報が無限定に名寄せされる危険性があります。電

子情報における個人情報保護体制に不備がある場合は、個人情報漏えいし、プライバシーが侵害される恐れがあります。

そうなると電子化社会では、住基ネットはたかが6情報、とはいえなくなってきました。

西東京市は、国にしる、東京都にしる、西東京市を含む行政機関は誰のために何のためにあるのかということをお願いしてほしいと思います。個々の人間という存在があって、人間生活に不可欠な自由・生命・財産を人間固有の権利としてもっており、その権利を保障する仕組みとして行政機関があるのですから、行政機関はその権利を侵害するような行き過ぎた管理をしてはならないと思います。また、プライバシーの侵害を招くような事務処理体制を作

ってはならないと思います。

私は17名の市民とともに、通知葉書を助役に返却しましたが、返却しても番号はなくなりません。行政機関が住民の権利侵害を不問にして番号を取り消さないならば、司法の場で、違法性を問うしかありません。

現在、本件訴訟に続いて西東京市民119名が国賠訴訟を提起して、住基ネットの違法性を問うています。

二つの裁判を通して私たちは、市民にとっても自治体にとっても住基ネットはいかに有害無益であるかを明らかにし、住基ネットがない「幸福な市民生活」が1日もはやく実現できることを願っています。

(原告/柳田由紀子)

意見陳述を終えて

この裁判は国相手にするんじゃないありません。なのに、西東京市は国に代理人を頼みました。親分助けて、みたいな何とも情けない話です。住基ネットは自治事務だったですね、市の責任で行う業務じゃないですか。ま、実態は、国の指示通りにやっただけでしょう。でも、だからといって、裁判の弁護まで国にお助け願うのでは主体性のかけらもありません。

市の管理職は被告席の後列にこわばった表情で座っていましたが、受けて立つ側は最初ぐらい前列に、代理人のヨコに、座って欲しかったですね。勿論私たち原告3名は原告席の前列に座りました。

(柳田)



代理人から一言

清水勉弁護士

住基ネット裁判の代理人をついに引き受けることになってしまった。住基ネットが自治体にとっても住民にとってもちっともいいものではないことを、自治体はよく知っている。自治体を応援して住基ネットを廃止に持ち込めればいいと思っていたけど、いくらムダだとわかっていても止めない無責任な自治体ばかり。どこが「自治」だ。こうなったら法廷論争だ！事務所の事務員がため息混じりに、「先生、また、お金にならない仕事を始めましたね」。うん。

2次訴訟へ 原告募集中！

西東京市の住民で日本国籍のある人なら、だれでも原告になれます。被告は西東京市長。住民票コード番号を勝手に付けられたことへの怒り、苦痛、不安に対して慰謝料を請求するという形式の訴訟は全国でも初めてです。費用負担が少なく、提訴の期限がない、原告の資格に制限が少ないなど、多くのメリットがあり、新しい方法として他の自治体住民からも注目されています。第2次訴訟を準備中で、ただいま原告をさらに募集しています。問い合わせは、「住基ネット訴訟・西東京の会」連絡先の小崎または柳田まで。

よてい表

国賠訴訟 第1回口頭弁論

10月25日(月) 10時~
東京地裁 713号法廷
(傍聴希望者は9時半地裁ロビー集合)
原告2名による意見陳述があります
終了後、弁護士会館でミニ集会あり

取り消し訴訟 第2回口頭弁論

12月7日(火) 10時45分~
東京地裁 713号法廷

住基ネット学習会

11月13日(土) 10時~
西東京市役所田無庁舎 202会議室
「訴訟の論点について PART2」

活動日誌

9/4 学習会開催 (保谷公民館)

「西東京市のシステム運用状況と
都内における住基カードの申請件数」
報告 / 森輝雄・西東京市議

9/5 シンポジウム参加 (中野商工会館)

「住基ネット再接続から1年
今どうなっているの? 中野シンポジウム」
主催 / 住基ネットを拒否する中野区民の会

9/21 取り消し訴訟第1回口頭弁論 (東京地裁)

9/23 世話人会開催 (保谷公民館)

10/3 学習会開催 (保谷公民館)

「訴訟の論点について」 代理人による論点整理

【会計状況報告】

(2004.9.15 現在)

(一般会計)

	収入	支出
会費	37,000	会運営事務費 17,577
訴訟費用	96,000	(コピー印刷代 郵送料 紙代その他)
カンパ	126,500	訴訟費用*2 91,600
書籍売上*1	6,800	(印紙代 56,000 + 予納郵券代 35,600)
		訴訟関連事務費 53,009
		(コピー印刷代 郵送料 紙代その他)
計	266,300 円	162,186 円

収入 266,300 - 支出 162,186 = 残 104,114 円

(特別会計)

	収入	支出
弁護士費用 (市民基金より借入*3)	1,000,000	弁護士費用 1,000,000
計	1,000,000 円	1,000,000 円

*1 清水勉弁護士著『私を番号と呼ばないで』

*2 第1次訴訟は原告119名ということで印紙代が割引となり、今回1人当たりの訴訟費用は約770円(印紙代+予納郵券代)となりました。今後も訴訟関連事務費そのほかの経費の支出が発生しますので、余金はいったん一般会計に繰り入れさせていただくことをご了承ください。

*3 市民による裁判の支援を趣旨に設立された基金から借り入れることができました。

訴訟費用・会費をまだお支払いでない方は早めにご入金をお願いします。
弁護士費用カンパ募集中!

(文責 / 事務局)

